平成２７年（フ）第１８９号
長野県中野市大字穴田1949番地１
債務者　町田　裕一
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
長野県中野市三好町２丁目４番41号　ハイムみよしＡ
債務者　春日　裕馬
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
長野市大字安茂里8103番地　犀北団地Ｃ４－202
債務者　吉澤　次郎
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
長野県上水内郡飯綱町大字古町618番地
債務者　上野　義正
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
長野県上水内郡飯綱町大字古町618番地
債務者　上野　光江
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
長野市大字大豆島4268番地　大豆島東団地第１－203号
債務者　佐久間敏男
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
長野県上田市常田２丁目16番13号
債務者　金井　潤一
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１２５号
長野県上田市真田町長5917番地１
債務者　佐藤　直子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１８３２号
名古屋市北区大曽根２丁目８番51号　ひまわり館１ｓｔ　３Ａ号
債務者　前　　英樹
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５６号
名古屋市千種区南ケ丘１丁目８番１－101号市営南ケ丘荘
債務者　岡田𠮷代子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９４号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1301番地　アスト鴻ノ巣202号
債務者　阿部瑠衣子（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９１１号
愛知県津島市西柳原町３丁目60番地２
債務者　伊藤のり子
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０号
滋賀県米原市朝妻筑摩1804番地１
債務者　吉田　政智
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
兵庫県姫路市青山４丁目17番31号　絵領ガーデン202号
債務者　田　　光貴
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市下手野３丁目16番１号１－Ａ、従前の住所兵庫県姫路市八代宮前町８番２号
債務者　長谷　則裕
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市北原498番地１　ミレニアム21　101号室、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目75番地３　㈲ミトモ（寮）
債務者　福田　貞夫
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市城北新町２丁目１番３－308号メゾン白鷺
債務者　中山百合子
１　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部